

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示及び
テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部改正案についての
意見・情報の募集について

令和3年4月28日
農林水産省消費・安全局

この度、「テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示及びテンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

本件について、広く国民の皆様から意見・情報を募集し、提出していただいた意見・情報を考慮した上で、省令・告示の改正を行うことを目的として行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) のパブリック・コメント欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局植物防疫課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Govの意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局植物防疫課国内防除第1班

(3) FAXの場合

以下担当まで送付してください。

FAX番号：03-3502-3386

農林水産省消費・安全局植物防疫課国内防除第1班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報の提出の締切日

令和3年4月28日～5月27日（郵便の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

①改正概要

②テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（告示）

③テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

④テンサイシストセンチュウとは

⑤植物防疫法（抜粋）

⑥行政手続法（抜粋）

⑦テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示（現行）

⑧テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（現行）